

総会

配布：一般

2013年4月12日

原文：英語

人権理事会

第22会期

議事日程議題4

理事会の注意を要求する人権状況

人権理事会により採択された決議*

22/24.

シリア・アラブ共和国における人権状況

人権理事会は、

国際連合憲章に基づき、

2011年12月19日の66/176、2012年2月16日の66/253A、2012年8月3日の66/253Bおよび2012年12月20日の67/183の総会諸決議、2011年4月29日のS-16/1、2011年8月23日のS-17/1、2011年12月2日のS-18/1、2012年3月1日の19/1、2012年3月23日の19/22、2012年6月1日のS-19/1、2012年7月6日の20/22および2012年9月28日の21/26の人権理事会諸決議並びに2012年4月14日の2042(2012)および2012年4月21日の2043(2012)の安全保障理事会諸決議を想起し、

2007年6月18日の人権理事会決議5/1と5/2もまた想起し、

*人権理事会により採択された決議および決定は、人権理事会第22会期に関する理事会報告書(A/HRC/22/2)第1章に含まれる。

シリア・アラブ共和国における状況に関するアラブ連盟の全ての諸決議、とりわけ同連盟が、シリア領の大部分において暴力と殺害が拡大している故に、シリア・アラブ共和国におけるまさにその重大な状況を再検討した、2013年3月6日の決議 7595 および犠牲者の数をひどく増やし、シリア・アラブ共和国国内の人の移送並びに恐ろしい大虐殺にさらされてきた子どもや女性さえも標的とした暴力から逃げて隣国への多数のシリア人の流出の原因となった、それ故シリア国家の崩壊を導く恐れがありそして同地域の安全、平和および安定を危うくする、近隣地や人口密集地を爆撃するため重火器、軍用機およびスカッドミサイルを使用したシリア体制派による甚だしい人権侵害の継続を更に想起し、

2013年2月2日から7日までカイロで開催され、そこではイスラム協力機構がシリア・アラブ共和国における現行の流血の惨事を強く非難し、継続した暴力と財産の破壊に対するシリア・アラブ共和国政府の主要な責任を強調しそして悪化する状況、非武装の多数の市民の生命を奪う殺害がますます頻繁に起きていることおよびシリア当局による町や村での大量虐殺の実行について深刻な懸念を表明した、イスラム首脳会合の第12会期でのシリア・アラブ共和国に関する成果を想起し、

シリアの友人たちの全ての会合を、とりわけ2012年12月12日にマラケシュで開催され、そこでは参加者がシリア国民の合法的な代表としてシリア革命および反体制勢力国民連合を認識した第四回閣僚会合を、また想起し、

シリア・アラブ共和国の主権、独立、統一および領土保全並びに国連憲章の諸原則に対する強い公約を再確認し、

シリア・アラブ共和国における暴力の継続的拡大、とりわけ、継続した、広範なそして組織的な甚だしい人権侵害およびシリア住民に対するシリア当局による重火器と空爆の継続的使用並びにシリア・アラブ共和国政府が同国国民を保護できないことに深刻な懸念を表明し、

調査委員会が、国際犯罪に責任を有する者に対する責任問題は、同国に於ける刑事責任の免除の蔓延している感覚に対処するためより強力なやり方で提起される価値がある、と述べたことを想起し、

犯された暴力および虐待に責任を有する全ての者の責任を問う必要性を強調し、

暴力から逃げる難民および国内避難民の数が増えていることに深い懸念を表明し、そして隣国における大規模な難民人口の存在の社会経済的結果を認識する一方でシリア難民をもてなす隣国の努力を歓迎し、そしてこの人道的課題に直面している他の諸国の価値ある貢献もまた歓迎し、

人道状況の更なる悪化および戦闘により影響を受けた全ての地区への人道援助の安全且つ時宜を得た提供が確保できていないことを憂慮し、

隣国の市民並びにシリア難民の犠牲者や負傷者という結果をもたらした、シリア軍による隣国への砲撃並びに射撃を強く非難し、そしてそのような出来事は国際法に違反しまたシリアの隣国の安全および地域的な平和と安定に関するシリア・アラブ共和国内の危機の深刻な影響を目立たせたことを強調し、

人権理事会および安全保障理事会に対して国際連合人権高等弁務官がまた人権理事会の特別手続が行った、人道に対する罪がシリア・アラブ共和国内で犯されてきたようであるとの声明を想起し、そして状況を国際刑事裁判所に付託するという安全保障理事会に対する高等弁務官によるくり返された勧奨に留意し、

1. 人権理事会決議 21/26 に従って提出されたシリア・アラブ共和国に関する独立調査委員会の報告書¹を歓迎する。

2. シリア・アラブ共和国政府の調査委員会との協力の欠如、とりわけシリア・アラブ共和国への委員会の構成員の立ち入りの執拗な拒否、を深く遺憾に思う。

3. その由来にかかわらず、派閥の緊張を扇動するテロ行為および暴力行為を含む、あらゆる暴力、特に市民に対するもの、を非難する。

¹ A/HRC/22/59

4. シリア当局および政府と協力関係にある民兵による、弾道ミサイルでの人口密集地の砲撃、市民に対する重火器および兵力の使用、不法な殺害、裁判外の処刑、恣意的逮捕と拘禁、大虐殺、強制失踪、一般住民に対する広範且つ組織的な攻撃、拷問および虐待の他の形態の使用、女性、男性および子どもに対する性的暴力、市民が集まっている場に対する無差別の砲撃や空爆そして大量殺害のような継続した広範且つ組織的な人権と基本的自由の甚だしい侵害、並びに調査委員会が、反政府武装集団が犯した人権侵害は、政府軍およびそれと協力関係にある民兵が犯した侵害の激しさと規模に達していないとその報告書において述べたことに留意しつつ、武装反政府集団によるあらゆる人権侵害を強く非難する。

5. シリア・アラブ共和国において起こっているあらゆる大虐殺を最も強い文言で非難し、そして責任を有する者の責任を問うことの必要性を強調する。

6. 医療施設、要員および車両に対する意図的且つ反復した攻撃並びに軍事目的のために病院を含む民間医療施設の使用を強く非難する。

7. 全ての医療施設が、適用可能な国際法に一致して、重火器を含む武器のない状態となることを求める。

8. 全ての当事者に対し、医療要員、施設および輸送を保護すること、並びに無差別の基準に基づく医療サービスの提供を許可することを促す。

9. 人道支援要員および国際連合要員と関連要員に対する全ての脅威および暴力行為を強く非難する。

10. 子どもの権利の侵害が、シリア・アラブ共和国が当事国である、児童の権利条約および武力紛争における児童の関与に関するその選択議定書に違反して、シリア・アラブ共和国において犯されていることに深刻な懸念をもって留意し、そして敵対行為の実施に子どもを勧誘することおよび関与させることを慎むことを緊急に求める。

11. 人間の尊厳に対する攻撃を構成する、女性、男性および特に子どもに対して犯された広範

な性的暴力を非難し、そして犯罪行為の実行者は責任を問われなければならないことを強調する。

12. シリア・アラブ共和国の多種の文化的遺産の現行の破壊に深い懸念を表明する。

13. シリア当局に対し、住民を守るためまた適用可能な国際法のもとでのその義務を完全に遵守するため、全ての人権侵害および市民に対する攻撃に直ちに終止符を打つことを求め、そして全ての当事者に対し、あらゆる形態の暴力に終止符を打つことを求める。

14. 全ての当事者に対し、女性と少女の権利と保護に適用可能な国際法を十分に尊重することおよびジェンダーに基づく暴力、とりわけレイプ並びに他の形態の性的虐待から女性と少女を守るための特別な措置を講じることを求め、そして紛争解決および和平プロセスにおける意思決定レベルにおける女性の関与をまた求める。

15. シリア当局に対し、シリアメディアと表現の自由センターの構成員を含む、恣意的に拘禁された全ての人を直ちに釈放すること、全ての拘禁施設の一覧表を公表すること、適用可能な国際法を遵守して拘禁条件を確保することおよび全ての拘禁施設に対する独立監視団の立ち入りを直ちに許可することを促す。

16. シリア当局が、シリア住民を保護するその責任を叶えるという呼びかけをくり返し表明する。

17. 国際連合とアラブ連盟の合同特別代表、ラフダール・ブラヒミの任務に対するその支援を再確認し、そして市民権における平等および自由並びに人権に対する十分な尊重をともなった多民族の、民主的な市民国家への平和的移行を導くシリア危機の政治的解決に向けた彼の努力に対する完全な支援を表明する。

18. 調査委員会の報告書に基づいてフォローアップし、また人道に対する罪および戦争犯罪に相当する可能性があるものを含む、違反および侵害に責任を有する者の責任を問うことを目的とした、全ての当事者により犯された全ての侵害と国際法の全ての違反への国際的な、透明な、独立したそして迅速な捜査を実施する緊急の必要性を強調する。

19. 国際社会の構成員に対し、シリア当局が、戦争犯罪若しくは人道に対する罪に相当する可能性がある重大な違反若しくは侵害の申し立てられた実行者を訴追しなかったことを強調しつつ、そのような違反若しくは侵害に対する刑事責任の免除がないことを確保することを奨励する。

20. 適切な事情の下で適切な国際的な刑事司法手続に付託する妥当性を強調する一方で、広範囲の、包括的なそして信頼に足る協議の基礎に基づき、シリア国民は、国際法により提供される枠内で、正義、和解、真理および甚だしい違反の説明責任を達成する過程と手続並びに犠牲者に対する賠償と効果的な救済を決定すべきであることを再確認する。

21. 種族的、宗教的、言語的若しくはあらゆる他の理由に基づく闊または差別の余地のない、人権と基本的自由に対する普遍的な尊重の促進と遵守に基づき、平和的な、民主的なそして多民族の社会に対するシリア国民の憧れに対する強い支持を強調する。

22. シリア・アラブ共和国における悲惨な状況について注意する人権理事会の全ての加盟国および国際社会全体としての責任を強調する。

23. 2013年1月30日にクウェートで開催されたシリアに対する国際人道支援誓約会議の前例のない成果を歓迎しそして資金供与国および機構に対し、シリア国民の差し迫った必要性を満たすための誓約した資金を迅速に提供することを促す。

24. 国際社会に対し、責任分担の原則を強調する一方で、シリア難民の増大する人道支援の必要性に対応することを受け入れ国に可能とするため、受け入れ国に緊急の財政的支援を提供することを促す。

25. 全ての関連する国際連合機関、とりわけ難民高等弁務官事務所および他の国際機構並びに資金供与国に対し、シリア難民および彼らの受け入れ国に対し緊急の且つより多くの支援を提供することを促す。

26. 全ての資金供与者に対し、人道問題調整事務所および国際的な人道機構に対して、シリア・

アラブ共和国における人道アピールにおいて要請されたように、彼らが同国内で人道対応計画をより積極的に実施できるように、財政支援を速やかに提供することを促す。

27. シリア当局が、救援および人道援助を提供することを人道機構に許すために、シリア・アラブ共和国の全ての地区に、当該機構の迅速な、妨げられないそして十分な立ち入りを許した促進するという人権理事会の呼びかけをくり返し表明し、そして全ての側に対し、人道支援要員および国際連合要員の安全を尊重することを求める。

28. 大虐殺を含む、シリア・アラブ共和国内の 2011 年 3 月以来の全ての申し立てられた国際人権法の違反を調査するために、そのような違反に相当する可能性がある事実や状況および犯された犯罪の事実や状況を立証するために、そして可能な場合には、人道に対する罪を構成するであろうものを含む違反の実行者が責任を問われることを確保する目的でこれらの責任あるものを特定するために、人権理事会決議 S-17/1 において同理事会により設立されたシリア・アラブ共和国に関する独立国際調査委員会の職務権限を延長することを決定し、そして同委員会に対し、その活動を継続することまた同理事会の第 23、第 24 および第 25 会期における双方向の対話期間中にシリア・アラブ共和国における人権状況について書面による報告書を提示することを要請する。

29. 調査委員会に対し、死傷者数の評価を含む、2011 年 3 月以来のシリア・アラブ共和国における甚だしい人権侵害の地図作製行為を最新のものにすることおよびそれを定期的に公表することを継続することを要請する。

30. 事務総長に対し、シリア・アラブ共和国における人権状況がますます悪化していることに照らして調査委員会の職務権限を完全に遂行することを調査委員会に許すために、同委員会に対して、人員配置を含む、必要な資源を提供することを要請する。

31. シリア・アラブ共和国全土への迅速な、完全なそして拘束を受けない立ち入りを同委員会に与えることを含んで、調査委員会と十分に協力することというシリア当局に対する人権理事会のたびたびの呼びかけをくり返し表明する。

32. 適切な行動のために、全ての関連する国際連合機関および事務総長に対して、調査委員会

の全ての報告書と口頭の最新情報を転送することを決定する。

33. この問題に引き続き取り組むことも決定する。

第49回会合

2013年3月22日

[41対1、棄権5の記録投票により採択された。投票結果は以下の通り：

賛成：

アンゴラ、アルゼンチン、オーストリア、ベニン、ボツワナ、ブラジル、ブルキナファソ、チリ、コンゴ、コスタリカ、コートジボワール、チェコ共和国、エストニア、エチオピア、ガボン、ドイツ、グアテマラ、インドネシア、アイルランド、イタリア、日本、ケニヤ、クウェート、リビア、マレーシア、モルディブ、モーリタニア、モンテネグロ、パキスタン、ペルー、ポーランド、カタール、大韓民国、モルドバ共和国、ルーマニア、シエラレオネ、スペイン、スイス、タイ、アラブ首長国連邦、アメリカ合衆国

反対：

ベネズエラ（ボリバル共和国）

棄権：

エクアドル、インド、カザフスタン、フィリピン、ウガンダ]